

千葉県精神医療審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号、以下「法」という。）第12条の規定による千葉県精神医療審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審査会を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の構成)

第3条 審査会を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は20名とする。

- (1) 精神障害者の医療に関し学識経験を有する委員（以下「医療委員」という。）。
 - (2) 法律に関し学識経験を有する委員（以下「法律委員」という。）。
 - (3) 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する委員（以下「有識者委員」という。）。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(合議体の設置及び構成)

第5条 審査会に合議体を置く。

- 2 合議体は、医療委員2名以上、法律委員1名以上、有識者委員1名以上の計5名をもって構成する。
- 3 合議体を構成する委員（以下「合議体委員」という。）は、会長が指名する。
- 4 合議体に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、合議体の属する委員の互選により定める。
- 6 委員長は、合議体の事務を総理し、合議体を代表する。
- 7 第2条第4項の規定は、副委員長に準用する。
- 8 審査会はあらかじめ、合議体委員とは別に定めた委員を予備委員として置くことができる。

(合議体の会議)

第6条 合議体の会議は、会長が召集し、委員長が会議の議長になる。

- 2 合議体は、医療委員、法律委員及び有識者委員それぞれ1名以上の出席が得られない場合は、会議を開くことができない。
- 3 審査を行う合議体委員に事故があり、医療委員、法律委員及び有識者委員それぞれ1名以上の出席を得られない場合は、会長が他の合議体に属する委員もしくは予備委員の中から該当分野の委員を指名するものとする。
- 4 合議体は以下の審査を行う。
 - (1) 法第38条の3第2項に規定する審査（以下「入院届等の審査」という。）
 - (2) 法第38条の5第2項に規定する審査（以下「退院等の請求の審査」という。）
- 5 個別の審査案件は、全て合議体で取り扱い、複数の合議体による審査は行わないものとする。
- 6 第4項の審査の案件は、合議体の審査結果をもって審査会の審査結果とする。
- 7 合議体の議事は、出席した合議体委員の過半数で決するものとする。可否同数の場合は、次の会議において引き続き審査を行うものとする。
- 8 合議体の審査は、非公開とする。

（関係者の排除）

第7条 合議体委員は、次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

- (1) 合議体委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき
 - (2) 合議体委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った精神保健指定医）であるとき
 - (3) 合議体委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき
 - (4) 合議体委員が、当該患者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者の代理人であるとき
- 2 前項に規定する者のほか、合議体委員が当該患者と特別な関係がある場合は、当該合議体委員は議事に加わらないことができる。

（関係者の確認）

第8条 前条第1項（1）及び（2）の関係者であることの確認は、合議体委員があらかじめ所属先及び診療を行っている精神科病院の名称を申し出ておくことにより行うこととする。

- 2 前項に規定する者以外の委員は、個別の患者の審査ごとに申し出るものとする。

（意見の聴取）

第9条 退院などの請求の審査に当たり、審査を行う合議体委員（2名以上、少なくとも1名は医療委員とする。）は、以下に示した者に原則として面接の上、当該請求に関して意見聴取を行うこととする。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等においては、この限りではない。

また、当該患者の家族等（法第33条第2項に規定する「家族等」をいう。以下同じ。）については、遠隔に居住している等やむを得ない事情がある場合は、書面をもって面接に代えることができる。

(1) 当該患者

(2) 請求者

(3) 当該患者の入院している病院の管理者またはその代理人

(4) 当該患者の入院に同意した家族等

2 代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。

3 意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ別途に定める「意見書」を第1項に掲げる者に送付し、記載を求めておくものとする。

4 第1項に規定する意見聴取は、合議体の審査に先立って行うことができる。ただし、この場合、意見聴取を行う合議体委員は、あらかじめ会長が指名しておくものとする。

(意見の陳述)

第10条 請求者、病院管理者又はその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者であるときは、前条による意見聴取により十分意見が把握できており合議体が意見聴取する必要がないと認めたときはこの限りではない。

2 前項に規定する意見陳述の機会があることは、第9条第1項に規定する面接に際し該当者に伝えなければならない。ただし、当該患者の家族等であって、面接に代えて書面の提出を求める場合は、当該書面の発送に際しその旨通知するものとする。

(退院等の請求に係る審査結果の通知)

第11条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、「審査結果通知書」（様式第1号又は第2号）により通知するものとする。

2 退院の請求がなされた場合において、審査の結果、処遇の改善が必要と認められたときには、前項によりその旨通知するものとする。

3 審査会は、審査結果に、別途、市長に対して参考意見を付することができる。

(審査の終了等)

第12条 退院等の請求の審査中に、請求者から申請を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は、当該患者が病院から退院した場合、市長は、これを審査会に報告し、これにより審査は終了するものとする。

2 法第38条の4による退院等の請求が市長になされた後、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。

(手続きの省略)

第13条 法第38条の4による処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は法第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準に該当しない場合は、第9条

及び第10条に規定する手続きを省略し、直ちに審査を行うことができる。

(事前の資料検討)

第14条 審査会は、入院届等の審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付する等により、検討を求めることができる。

(市長に対する報告徴収等の要請)

第15条 合議体が退院等の請求及び入院届等の審査を行うに当たって必要と認められた場合は、会長は、市長に法第38条の6による報告徴収を行うことを要請し、その結果について報告を求めることができる。

(病院管理者の意見聴取)

第16条 入院届の審査に当たり、入院が適当でないと判断する場合、審査会は当該病院管理者の意見を聞くものとする。

(入院届等の審査に係る審査結果の通知)

第17条 審査会は、入院届等の審査終了後速やかに市長に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

- (1) 現在の入院形態での入院が適当と認められる
- (2) 他の入院形態への移行が適当と認められる
- (3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められる
- (4) 入院の継続は適当でない

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、保健福祉局高齢障害部こころの健康センターにおいて行う。

(委任)

第19条 本要綱に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、第3条第1項第3号については、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

審査結果通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第2項の規定による審査の結果は、下記のとおりです。

年 月 日

千葉市長

様

千葉市精神医療審査会
会長

記

審査 請求者	氏名	
	住所	
入院者	氏名	
	住所	
入院先 医療機関	名称	
	入院年月日	
	入院形態	
審査結果	1 現在の入院形態での入院が適当と認められる。 2 他の入院形態への移行が適当と認められる。 3 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められる。 4 入院の継続は適当でない。 5 引き続き現在の入院形態での入院が必要と認められるが、現在の に関する処遇は適当でない。	
理由要旨		

参考意見	
------	--

様式第2号

審査結果通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第2項の規定による審査の結果は、下記のとおりです。

年 月 日

千葉市長 様

千葉市精神医療審査会
会長

記

審査請求者	氏名	
	住所	
入院者	氏名	
	住所	
入院先 医療機関	名称	
	入院年月日	
	入院形態	
審査結果	1 請求のあった に関する処遇は適当と認められる。 2 請求のあった に関する処遇は適当ではない。	
理由要旨		

参考意見	
------	--